

社福第2010-1号
令和7年2月12日

各社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 細野 正（公印省略）

流域下水道管に起因する道路陥没事故に伴う下水道使用自粛の解除について

標記については、令和7年1月29日付け「流域下水道管に起因する道路陥没事故に伴う下水道の使用制限について」により依頼をしたところですが、排水ポンプによる陥没部のバイパス対策など、代替手段が整いつつあり、皆さまの使用自粛や節水と同程度の効果が得られる見込みがたちましたので、2月12日の正午をもって、下水道の使用自粛のお願いを解除いたします。

社会福祉施設の皆さまのこれまでの御協力に感謝申し上げます。

【参考：県ホームページ】

中川流域下水道管に起因する道路陥没事故の発生及び下水道の使用自粛のお願いの終了について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/c1502/news/nakagawa0128.html>

【担当課（連絡先）】

○障害者支援課	施設支援担当	048-830-3314
	地域生活医療的ケア児支援担当	048-830-3317
○高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	048-830-3254
○こども支援課	保育政策担当	048-830-3328
○こども安全課	養護担当	048-830-3331
○社会福祉課	生活保護担当	048-830-3280
	医療保護・生活困窮者支援担当	048-830-3282